

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		四万十市					
プ ラ ン の 名 称		四万十市立市民病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 2月 26日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	四万十市立市民病院					
	所 在 地	高知県四万十市中村東町1丁目1番27号					
	病 床 数	一般病床130床 (うち33床休床)					
	診 療 科 目	内科・外科・整形外科・脳神経外科・泌尿器科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>市民病院を利用する方の半数近くが市外の方であり、市民病院の役割は市民にとどまるものではなく、幡多医療圏における地域医療の確保の点から市民病院の役割は極めて重要であり、以下の役割を果たしていく。</p> <p>○「市民の健康保持に必要な医療」を提供すべき病院としての役割</p> <p>①一次救急医療の継続 ②高度な専門的医療の提供 ③生活習慣病診療体制の充実 ④災害時における拠点病院</p> <p>○「保健衛生行政に対する医療面からの協力」を担う病院としての役割</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>市民病院が市の施策の目的を達成するため行っている医療であって客観的に採算を取ることが困難であると認めるものや、市民病院が果たすべき役割として実施しているもの及び「最大限効率的な病院運営を行ってもなお不足する、真にやむを得ない部分」については、総務省自治財政局長通知の繰出基準等を基に、一般会計等が負担すべき経費として毎年度その適正額を繰出すものとする。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	87.8	92.7	96.4	95.5	100	単位:%
	職員給与費比率	58.9	53.3	50.9	50.8	48.8	単位:%
	病床利用率	55.6	64.2	51.3	56.2	56.2	単位:%
	医業収支比率	86.1	91.3	95.0	94.0	94.9	単位:%
	不良債務比率	4.0	—	—	5.5	5.0	単位:%
	資金不足比率	11.4	6.1	4.9	9.2	6.9	単位:%
	総収益比率	91.8	103.0	100.1	95.5	100	単位:%
	患者1人1日当り診療収入(入院)	28,111	27,567	30,947	30,328	30,328	単位:円
	患者1人1日当り診療収入(外来)	20,507	19,979	21,017	20,321	20,321	単位:円
	患者1人1日当り診療収入(鍼灸外来)	3,519	3,520	3,518	3,518	3,518	単位:円
上記目標数値設定の考え方	<p>任意項目は、医療提供の内容を反映し患者単価に直接結びつく指標を選択した。 (経常黒字化の目標年度:23年度)</p>						

				団体名 (病院名)	四万十市 (四万十市立市民病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考
入院患者数		26,449人	30,459人	24,345人	26,645人	26,645人	年間延べ人数
外来患者数		50,284人	50,311人	46,585人	49,329人	49,329人	年間延べ人数
外来患者数(中医学:鍼灸)		5,004人	5,170人	5,083人	5,170人	5,170人	年間延べ人数
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入					
		事業規模・形態の見直し	○ 当面の間は現状のまま、最大限の経営改善に取り組む。				
		経費削減・抑制対策	市民病院は医療サービスの提供のために人件費や材料費を投入し、その対価として収入を得ることから、むやみに費用を抑制すればよいということではないが、厳しい経営環境のなかで費用全般における見直しを行う。 ①人件費の適正化 ・時間外勤務手当の縮減 ・定員の適正化 ②材料費の抑制 ・薬品や診療材料等の効率的な購入 ・薬品や診療材料等の適正な管理 ③業務委託の推進				
		収入増加・確保対策	① 病床利用率の向上 現在の医師不足の状況のもとで入院患者の増加を図ることは厳しい状況にあるが、地域の医療機関と連携し、患者の受入れについて体制を整備する。 ② 適正な診療報酬の確保 適正な診療報酬を確保するため、レセプト点検及び診療加算制度について、院内の経営改善委員会等において研究する。 ③ 医療スタッフの生産性の向上を図り、収入の増加を図る。				
		その他	○ 全員参加による病院経営の推進 ・経営に係る意識の改革 市民病院の経営改善を進めるには、職員の改善意欲によるところが大きく、「病院改革の原点は、職員の意識改革である。」という認識のもとに、職員の連携を強化し、経営改善を推進する。 ・経営情報の周知と意識の共有 全職員が病院経営について共通の認識をもてるよう経営情報の周知を図るとともに、経営改善委員会を開催して新たな増収策や経費の節減について協議する。				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	18年度	71.44%	19年度	55.59%	20年度	64.19%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	○改革プランを見直す中で病床数の見直しを検討したが、幡多医療圏において中核医療機関である幡多けんみん病院や他の民間医療機関との連携のもとに公立病院としての役割を十分に発揮し、市民に良質で安定した医療を提供していくには、現在の病床数(130床)を確保する。 ○市民病院の建物は、増築部分を除き昭和49年から50年に建設されており、新耐震基準の耐力を保有していない可能性がある。 よって、耐震化補強事業を平成22年度から23年度の計画で行う。					

団体名  
(病院名)

四万十市  
(四万十市立市民病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当院が所在する高知県幡多医療圏には、高知県立幡多けんみん病院及び大月町国民健康保険大月病院が所在。 (高知県立幡多けんみん病院(宿毛市:355床)、大月病院(大月町:25床))		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	「第5期高知県保健医療計画」(平成20年3月)で公的病院は、その開設場所に応じて担うべき役割が求められている。 当院は、高知県立幡多けんみん病院とともに「民間の医療機関では提供しがたい医療機能や重複しない医療機能を重点的に展開」する役割が求められている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容> ○平成22年度に「経営改善委員会」でどのような方向性が考えられるか協議し結論を取りまとめる。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) 討中の場合は複数可	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	改革プランは、ホームページ等で市民に公表し、実施状況の点検、評価を毎年度実施する。 市民病院改革プラン評価委員会(地域住民代表2名、有識者代表2名)を設置。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	改革プランでは時期について明確に記載していない。(H21年度は、H22.1.16に開催済み)		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	四万十市 (四万十市立市民病院)
--------------	---------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度	24年度
収	1. 医業収益 a	2,387	1,901	1,909	1,796	1,873	1,873	1,873
	(1) 料 金 収 入	2,272	1,792	1,863	1,751	1,828	1,828	1,828
	(2) そ の 他	115	109	46	45	45	45	45
	うち他会計負担金	58	60					
	2. 医業外収益	92	77	70	72	73	148	195
	(1) 他会計負担金・補助金	85	71	64	67	67	142	189
	(2) 国(県)補助金							
	(3) そ の 他	7	6	6	5	6	6	6
	経常収益(A)	2,479	1,978	1,979	1,868	1,946	2,021	2,068
	入	1. 医業費用 b	2,653	2,208	2,091	1,890	1,993	1,974
(1) 職員給与費 c		1,269	1,119	1,018	914	951	914	957
(2) 材 料 費		897	729	712	638	683	683	683
(3) 経 費		377	256	274	263	289	294	294
(4) 減価償却費		102	100	84	73	66	79	86
(5) そ の 他		8	4	3	2	4	4	4
2. 医業外費用		48	45	44	47	45	47	44
(1) 支払利息		41	41	41	39	38	40	37
(2) そ の 他		7	4	3	8	7	7	7
経常費用(B)		2,701	2,253	2,135	1,937	2,038	2,021	2,068
経常損益(A)-(B) (C)	△ 222	△ 275	△ 156	△ 69	△ 92	0	0	
特別損益	1. 特別利益(D)		300	220	70			
	2. 特別損失(E)							
	特別損益(D)-(E) (F)							
純 損 益 (C)+(F)	△ 222	25	64	1	△ 92	0	0	
累 積 欠 損 金 (G)	1,170	1,145	1,081	1,080	1,172	1,172	1,172	
不良債務	流動資産(ア)	554	410	449	380	586	380	380
	流動負債(イ)	345	486	426	363	483	474	481
	うち一時借入金		300	220	200	300	300	300
	翌年度繰越財源(ウ)					206		
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)							
差引不良債務(オ)	△ 209	76	△ 23	△ 17	103	94	101	
単年度資金不足額(※)	△ 330	285	△ 99	6	120	△ 9	7	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	92	88	93	96	96	100	100	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△ 9	4	△ 1	△ 1	6	5	5	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	90	86	91	95	94	95	93	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	53	59	53	51	51	49	51	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額(H)		216	117	88	173	129	101	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		11	6	5	9	7	5	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率		4	△ 1	△ 1	6	5	5	
病 床 利 用 率	71	56	64	51	56	56	56	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること  
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	四万十市 (四万十市立市民病院)
--------------	---------------------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度	24年度
収 入	1. 企業債	28				30	30	30
	2. 他会計出資金	53	46	45	43	36	33	34
	3. 他会計負担金	12	2	2	1	242	20	20
	4. 他会計借入金	53	500					
	5. 他会計補助金	3	1		1			
	6. 国(県)補助金				97		199	
	7. その他							
	収入計 (a)	149	549	47	142	308	282	84
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)					206		
	前年度許可債で当年度借入分 (c)							
純計(a)-(b)+(c) (A)	149	549	47	142	102	282	84	
支 出	1. 建設改良費	55	6	3	99	85	475	70
	2. 企業債償還金	96	95	93	123	111	105	107
	3. 他会計長期借入金返還金		1,000					
	4. その他							
	支出計 (B)	151	1,101	96	222	196	580	177
差引不足額 (B)-(A) (C)	2	552	49	80	94	298	93	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金		310	49	75	83	70	86
	2. 利益剰余金処分量							
	3. 繰越工事資金						206	
	4. その他	2			5	4	22	3
計 (D)	2	310	49	80	87	298	89	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		242			7		4	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)								
実質財源不足額 (E)-(F)		242			7		4	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度	24年度
収益的収支	(38,500)	(380,589)	(235,400)	(83,320)	(13,239)	(89,429)	(137,700)
	143,027	430,580	284,398	137,161	67,154	142,341	189,613
資本的収支	(2,625)	(938)	( )	(591)	(110,830)	( )	( )
	67,690	49,153	46,849	44,817	277,387	52,753	53,647
合計	(41,125)	(381,527)	(235,400)	(83,911)	(124,069)	(89,423)	(137,700)
	210,717	479,733	331,247	181,978	344,541	195,094	243,260

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。